

鳴門教育大学特命補佐規則

令和 4 年 3 月 9 日

規則第 21 号

改正 令和 6 年 1 月 10 日規則第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第24条の3第2項の規定に基づき、鳴門教育大学特命補佐（以下「特命補佐」という。）の職務，選考方法及び任期等について，必要な事項を定める。

(職務)

第2条 特命補佐は，学長の指示する戦略的な事業の推進について，学長及び副学長を補佐する。

(人数)

第3条 特命補佐は，若干人とする。

(選考)

第4条 特命補佐の選考は，学長が行う。

2 特命補佐は，教授又は准教授のうちから選考する。ただし，学長が特に必要と認める場合は，本学職員以外の者から選考することができるものとする。

(選考の時期)

第5条 学長は，その職に就任したとき，又は次の各号の一に該当する場合に特命補佐の選考を行う。

(1) 特命補佐の任期が満了するとき。

(2) 特命補佐が辞任を申し出たとき。

(3) 特命補佐が欠員となったとき。

2 前項第2号及び第3号に該当する場合は，速やかに選考を行うものとする。

3 学長は，第1項の規定にかかわらず，特に必要と認めるときは新たに特命補佐を選考することができる。

(任期)

第6条 特命補佐の任期は1年とし，再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず，前条第3項により選考された特命補佐の任期は，当該年度の末日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず，当該特命補佐の雇用期間又は契約期間の末日を超えることはできないものとする。

4 特命補佐が任期満了前に辞任し，又は欠員となった場合の後任者の任期は，第1項の規定に関わらず，前任者の残任期間とする。

5 学長が任期途中で離職した場合は，次期学長就任日の前日をもって辞任するものとする。

(解任)

第7条 学長は，特命補佐が次の各号のいずれかに該当するとき，その他特命補佐たるに適しないと認めるときは，特命補佐を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 推進する事業の達成が見込まれ、特命補佐の職務を果たしたと認められるとき。
- (3) 推進する事業の方針変更に伴い、特命補佐を置く必要がないと認められるとき。

(細則)

第7条 この規則に定めるもののほか、特命補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。